

大使館便り

第264号 令和7年3月11日
在ポルトガル日本国大使館

1. 太田大使からの御挨拶

暖かい日が続き、すっかり春模様ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。2月21日、大使公邸にて、令和6年度の天皇誕生日祝賀レセプションを開催しました。ジョアキン・ミランダ・サルメント財務兼国務大臣をはじめとするポルトガル政府関係者、企業関係者、外交団等多くの方々に御臨席いただき、天皇陛下の65歳の誕生日を慶賀することができました。

会場では、日系企業8社が自社の紹介を行ったほか、大阪・関西万博特設ブースと姉妹都市特設ブースを設置しました。共和国警備庁のカルテットによる日本人作曲家の作品の演奏とともに、日本酒及び日本産食品を使用した日本料理を供し、日本文化発信の場とすることができました。また、ポルトガルも出展する大阪・関西万博を特集して、日本・ポルトガル間の往来の機運と友好親善関係を盛り上げることができたのではないかと考えています。御協力いただいた皆様に改めて御礼申し上げます。

2. 在ポルトガル日本国大使館事務所の移転について

当大使館は、Rua Ramalho Ortigão 51, 6º andar（注：ANACOMのビル内）に移転しました。

3. 政治・経済関係

(1) ポルトガル政府の信任動議案の閣議決定

2月からモンテネグロ首相の妻と息子が経営するコンサルティングファームと新土地法が利益相反関係にあるとの批判が紛糾し始め、同21日にシェーガ党が、27日に共産党が問責決議案を提出しました。いずれも否決されましたが、短期間に二度の問責決議案が提出されたことに対して、3月5日、モンテネグロ首相は信任動議を提出して議会の政府への信任を問う旨表明し、同11日に信任動議への投票が予定されています。信任動議が否決されれば、信任を得られなかった政府は総辞職となり、大統領が新内閣の形成を命ずるか、議会の解散・総選挙となります。なお、マルセロ・レベロ・デ・ソウザ大統領は、選挙となる場合には5月11日又は18日となる可能性がある旨発言しています。

4. 広報・文化関係

(イベント)

(1) マカオ科学文化センターにおけるジャパンデーの開催

3月10日～28日の間、マカオ科学文化センターにおいてアジアに関する毎春恒例の学術総会「Conferências da Primavera」が開催されます。期間中の3月26日(水)には、「ジャパンデー」として、日本の特集セッションが行われる予定です。テーマは日本文化、歴史、国際関係、文学など多岐にわたり、日本に関連するアカデミア・文化関係の登壇を得て講演・討論が行われる予定です。さらに、着物専門店「きものやまと」から講師を招き、着物に関する講演・着付け体験も行われる予定です。是非御参加下さい。プログラム詳細は今後マカオ科学文化センターのホームページに掲載予定です。

日時：3月26日(水) 10:30～19:00 (予定)

場所：マカオ文化センター (Rua da Junqueira, nº 30, 1300-343 Lisboa)

問い合わせ：investigacao@cccm.gov.pt



Centro Científico e Cultural de Macau
EDUCAÇÃO, CIÊNCIA E INOVAÇÃO

CONFERÊNCIAS DE PRIMAVERA 2025 – ÁSIA JAPÃO

QUARTA-FEIRA, 26 DE MARÇO

10:30 – 10:50
ABERTURA

Carmen Amado Mendes, Presidente CCCM
Ota Makoto, Embaixador do Japão em Portugal
Morito Keiko, Diretora da Fundação Japão em Madrid

10:55 – 11:55

PAINEL CULTURA POP E TURISMO

Turismo e cultura pop japonesa: Eventos como pontes interculturais
Filipe Segurado Severino – Escola de Hotelaria e Turismo do Estoril

Kawaii pelos Olhos Estrangeiros: A Perspectiva de Gaijin Mangaka
Ana Matilde Diogo de Sousa – Faculdade de Belas – Artes, Universidade de Lisboa

Debate

Moderado por Ana Fernandes Pinto – FCSH, Universidade NOVA de Lisboa

12:05 – 13:05

SESSÃO 2 – HISTÓRIA DO JAPÃO E DO MUNDO (LUSÓFONO)

Relações históricas entre Portugal e o Japão: do século XVI aos dias atuais.
Mariana Boscariol – Universidade de Manchester

Armaduras Nanban: Trocas Transculturais entre Europa e Japão nos séculos XVI e XVII.
Madalena Almeida Azevedo Matos – FCSH, Universidade NOVA de Lisboa

Debate

Moderado por João Paulo Oliveira e Costa – FCSH, Universidade NOVA de Lisboa

14:05 – 15:05

SESSÃO 3 – RELAÇÕES INTERNACIONAIS ENTRE O JAPÃO E O MUNDO (LUSÓFONO)

Bolsonarismo e o Eleitorado Brasileiro no Japão: A Influência da Mídia e da Religião.
Matheus Motta – Universidade de Estudos Estrangeiros de Tóquio / ISCTE – Instituto Universitário de Lisboa

A Grande Estratégia do Japão à luz da Remilitarização Nacional: o papel da Administração de Kishida Fumio.
Salomé Rosa & Teresa de Almeida e Silva – ISCSP, Universidade de Lisboa

Debate

Moderado por Carla Melo – Bolseira FCT – CCCM / Universidade Autónoma de Lisboa

15:15 – 16:15

SESSÃO 4 – LITERATURA E TRADUÇÃO

O romance japonês em Portugal: as primeiras traduções e a mediação espanhola.

Marta Pacheco Pinto – FLUL, Universidade de Lisboa

Tradução literária japonês-português: visões e desafios.

André Pinto Teixeira – Tradutor de Língua Japonesa

Debate

Moderado por Yuko Kase – Universidade Católica Portuguesa

16:20 – 17:20

APRESENTAÇÕES ESPECIAIS SOBRE CULTURA JAPONESA E BOLSAS DE ESTUDO

Palestra sobre Kimono

Kimono Yamato

Apresentação sobre bolsas de investigação e oportunidades de aprendizagem da língua japonesa
Fundação Japão em Madrid

Apresentação sobre Bolsas de Estudo

Embaixada do Japão

Debate

Moderado por Catarina Almeida Bouzon – Bolseira FCT – CCCM / FCSH, Universidade NOVA de Lisboa

17:20 – 17:25

ENCERRAMENTO

Isabel Pina – CCCM

17:30 – 19:00

WORKSHOP SOBRE O KIMONO & COCKTAIL DE ENCERRAMENTO NO CCCM



CCCM – Rua da Junqueira n.º 30, 1300-343, Lisboa

Tel. (+351) 213 617 582

eventos@cccm.gov.pt

www.cccm.gov.pt

(2) カーザ・アジアにおける日本文化イベント

カーザ・アジア美術館 (Largo Trindade Coelho 22, 1200-365 Lisboa) では、1月から日本の文化イベントが開催されます。イベントは以下のとおりです (参加費が明記され

ているイベント以外は入場無料、要事前申込)。各プログラムの詳細は以下のリンク先を御覧下さい。

【3月】

15日(土) 15時 墨絵ワークショップ(参加費25ユーロ、上限20名)

22日(土) 10時半/12時 5～8歳子供向け影絵芝居「中国の茶」

<https://scml.pt/media/noticias/casa-asia-colecao-francisco-capelo-dedica-programa-cultural-ao-japao/>

予約・問い合わせ: ca.cfc@scml.pt 213 235 250/ 213 235 401



(3) リスボン日本語補習授業校 講師・ボランティア 随時募集

リスボン日本語補習授業校にて講師・ボランティアを募集しています。詳細については下記までお問い合わせください。

リスボン日本語補習授業校は、ポルトガル国在留の在留邦人子女に対し日本の義務教育課程に準拠した補習教育を行っています。現在、講師・ボランティアを募集しております。

○講師:

対象：幼稚部～中学３年生

業務内容：日本語の授業、教材作成、行事への参加など

応募資格：日本語教育の経験、またはそれに準ずる知識・能力をお持ちの方

○ボランティア：

業務内容：授業補助、教師補助など

応募資格：日本語能力があり、子どもが好きで、ボランティア活動に興味のある方

勤務日：毎週土曜、8:45～13:15

勤務地：リスボン日本語補習授業校（詳細は、以下 HP を御覧ください。）

（補習校 HP：<https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool>）

その他：詳細は面接時に説明いたします。

応募方法：履歴書と希望動機を lisbon.japanese.school@gmail.com までお送りください。

（お知らせ）

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jp まで御連絡ください。

４．領事関係

（１）旅券の集中作成「２０２５年旅券」に関するお知らせ

ア ２０２５年３月２４日から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「２０２５年旅券」の発給開始を予定しております。

イ 現在は、旅券の申請から交付まで約７業務日で行っておりますが、３月２４日以降は、旅券が日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、４週間程度の日数を要することとなります。なお、日本国内での申請の場合は、２週間程度の日数を要します。

ウ 具体的には、今後当館ホームページ等でもご案内しますが、現在と比べて旅券の発給に時間を要することになるため、この機会に、改めて、現在お持ちの旅券の有効期限が十分ご確認いただき、早めの旅券の切替申請をご検討下さい（旅券の残存有効期間が１年未満の場合に切替申請が可能です）。

エ なお、具体的な交付日については、申請時に予定時期（目途）をお伝えする予定ですが、具体的な交付日は交付準備が整った段階であらためて御連絡いたします（窓口での書面申請の場合は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します）。

※ 仮受付（郵送申請）サービスの終了

これまで、当館から遠方にお住まいの方については、領事出張サービス実施日や、あらかじめお約束いただいた日に旅券をお受け取りいただく前提で、旅券発給申請書を事前郵送いただき、予約いただいた日に旅券を交付するサービスを行ってきました。

しかしながら、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、2025年3月24日以降は、郵送による事前申請に基づき領事出張サービス実施日や来館日に旅券を交付するサービスは終了いたします。

このため、遠隔地にお住まいの方や来館時に交付を希望される方は、オンライン申請の利用を是非とも御検討ください。オンラインにて申請頂ければ、来館いただくのは交付の際のみとなります。電子申請の利用方法は、下記のリンクから御確認いただけます。

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html

(2) 在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄（抄）本の提出について

令和7年3月24日（月）午前0時から、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されます。

これにより、旅券の申請及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請（例：パスポートの新規申請や婚姻証明など）において、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」（以下「符号」）を在外公館窓口で提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したもの）を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄（抄）本の提出が不要になります。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード（16桁の数字、有効期間3か月）です。マイナポータル上（無料）又は市町村窓口（有料）で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は市町村のHP等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、3月24日（予定）に以下のサイトに公開される予定です。 <https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>

「オンライン在留届（ORRネット）」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。また、窓口申請においても、「符号」の提示が可能です。

（参考）

●[旅券のオンライン申請](#)

●[証明のオンライン申請](#)

(3) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する[特例措置（ビデオ通話による申請）](#)も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

イ 在外選挙人証交付の迅速化の取組について

2024年7月19日から、公職選挙法施行令の一部改正による、在外選挙人証の交付に要する期間を大幅に短縮するための取組が始まっています。

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を経由して在外公

館に送付していました。これが、7月19日以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館にメールでデータを送付し、在外公館で書面に出力し、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、在外投票の際に必要な在外選挙人証の申請から交付までの時間が大幅に短縮されることとなり、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

本年7月には参議院議員通常選挙が予定されております。在外選挙人証の交付までに一定の日数が必要となりますので、お早めの申請を御検討ください。

詳細は[外務省ホームページ該当ページ](#)を御覧ください。

(4) マイナンバーカード申請・交付業務の開始

5月27日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。）も国外転出向けマイナンバーカードを領事窓口で申請することが可能になりました。各種申請・手続きについては、当館[HP](#)（領事情報から「マイナンバーカード」のリンク）を御参照ください。

(5) 新事務所での領事窓口の御案内（2024年3月に大使館は移転しました。）

2024年3月に、在ポルトガル日本大使館は新事務所（Rua Ramalho Ortigão 51、ANACOMビルの6階。）へ移転しました。領事班の連絡先及び窓口時間に変更はございません。大使館の住所の地図等、詳細は[当館HP該当ページ](#)を御覧ください。

(6) 一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

2024年より、各種証明（一部を除く）のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード（デビットカード含む、以下同様。）によるオンライン決済が可能となりました。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。詳細は、当館[HP](#)該当ページを御覧ください。

(7) 日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

（動物検疫）<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（植物防疫）<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

○植物防疫所ウェブサイト

[「植物や土が同封されている外国製品の購入に関する注意点」](#)

[「よくあるご質問（海外からの持ち込み編）」](#)

[「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品）」](#)

[「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」](#)

○動物検疫に係るウェブサイト

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

（15 秒版）<https://youtu.be/o5NWjzQpFpA>

（30 秒版）https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html ※各言語字幕版

[「輸入動物検疫等に係るよくあるお問い合わせ」](#)

[「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」](#)

[「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」](#)

（８）旅券（パスポート）の電子申請

２０２３年３月２７日から、旅券の発給申請手続が一部オンライン化されています。
詳しくは[リンク](#)先を御覧ください。

（９）「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて３か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は[オンライン在留届（ORRネット）のサイト](#)からお願いします。

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も上記リンクから手続きくださいますよう、お願いします。

（１０）第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

渡航先の最新の安全情報が確認できます。御登録は[こちら](#)から。

（１１）日本における消費税免税制度

２０２３年４月１日から、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請についてはこちらを御確認ください。→（https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html）（観光庁HPからの一部抜粋）

ア 外国籍を有する非居住者

・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者

・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の

附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して6か月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

（１２）御来館時のお願い

領事窓口は予約制を採用しています。

大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 (emb-japan.go.jp)

領事手数料は、窓口で現金のみの取り扱いとなっています。御来館に際し、お釣りのないよう御準備ください。